

都の児童相談所一覧

お住まいの地域を管轄する児童相談所が担当になります(東京都以外も同様です)。

お住まいの地域	児童相談所名	所在地・電話番号
千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、練馬区、島しょ	児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1 Tel. 03-5937-2316
北区	北児童相談所	〒114-0002 北区王子6-1-12 Tel. 03-3913-5421
品川区(令和6年9月30日まで)、目黒区、大田区	品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川3-7-21 Tel. 03-3474-5442
立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19 Tel. 042-523-1321
杉並区、武蔵野市、三鷹市	杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪4-23-6 Tel. 03-5370-6001
墨田区、江東区	江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川3-6-9 Tel. 03-3640-5432
小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井1-31-24 Tel. 042-467-3711
八王子市、町田市、日野市	八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町3-17-30 Tel. 042-624-1141
足立区	足立児童相談所 (令和5年4月24日移転)	〒123-0845 足立区西新井本町3-8-4 Tel. 03-3854-1181
多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市	多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪2-6 Tel. 042(372)5600

児童相談所を設置した下記の特別区については、区の児童相談所が該当区を管轄します。
また、今後、品川区が令和6年10月1日に児童相談所を設置する予定です。

【港区児童相談所】

〒107-0062 港区南青山5-7-11 電話03-5962-6505

【世田谷区児童相談所】

〒156-0043 世田谷区松原6-41-7 電話03-6379-0697

【中野区児童相談所】

〒164-0011 中野区中央1-41-2 電話03-5937-3289

【豊島区児童相談所】

〒171-0051 豊島区長崎3-6-24 電話03-6758-7910

【荒川区子ども家庭総合センター】

〒116-0002 荒川区荒川1-50-17 電話03-3802-3765

【板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所)】

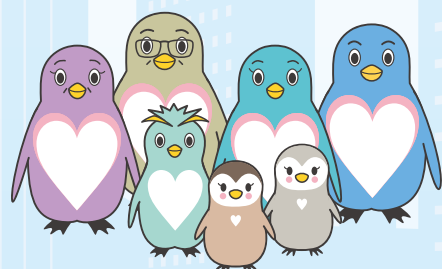
〒173-0001 板橋区本町24-17 電話03-5944-2374

【葛飾区児童相談所】

〒124-0012 葛飾区立石2-30-1 電話03-5698-0303

【江戸川区児童相談所(愛称 はあとポート)】

〒132-0021 江戸川区中央3-4-18 電話03-5678-1810



東京都里親制度普及啓発キャラクター
「さとべん・ファミリー」

キャラクターに込められた思い

ペンギンは子煩悩な動物で、オスとメス、群れで協力してヒナを守り、子育てをします。ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親制度においても、里親や社会が手を取り合いながら子育てをしていくこと、里親がごく普通のこととして受け入れられるような社会になるようにという願いを込めています。

登録番号(5)26 令和5年9月発行
(編集・発行) 東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 (電話) 03-5320-4135
(印刷) シンソー印刷株式会社

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

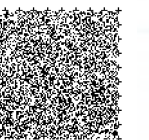
家族の
新しい形が
あります



大切なひとが集まって、ひとつの家族になる

もっと知ろう! 東京都の里親制度

東京都福祉局



里親制度をご存じですか？

都内には、親の病気や虐待などの様々な理由により、

親と一緒に暮らすことのできない子供が約4,000人います。

このような子供たちを自らの家庭に迎え入れ、家庭的な環境で育てているのが

「里親」です。ご家庭の状況に応じた受け入れ方があります。

養育家庭（里親）

一定期間子供を預かり育てる里親です。

赤ちゃんから中高生まで、子供の年齢は様々です。
親の状況により、途中で元の家庭に戻ることもあります。

短期間のみ子供を預かるご家庭もあります。

養育家庭（里親）の愛称



専門養育家庭

専門的ケアを必要とする子供を一定期間預かり育てる里親です。一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります。

親族里親

両親が死亡、行方不明、長期入院などにより子供を養育できない場合に、祖父母等の親族が里親となりその子供を育てる家庭のことをいいます。

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する家庭です。特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子供を育てます。
生後28日未満の新生児を委託する事業もあります。

※新生児を委託する養子縁組里親は年齢等の要件があります。

里親になるには資格が必要ですか？

一定の要件（家庭の状況、収入の状況、住居の環境など）を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。里親になるにあたって、子供の養育に必要な心構えや知識を研修で学ぶことができます。大切なことは、里親が子供のための制度であることを理解していただいていることです。

子供を育てることに不安があります。支援はありますか？

里親として子供を育てる期間、児童相談所や関係機関が、定期的に里親さん宅を訪問し、子供の養育の相談に乗り、里親と一緒に子供の支援にあたります。また養育費や医療費等が公費で支払われます（養子縁組里親は、養子縁組が成立するまでの間の支給になります）。

夫婦ともに働いている場合でも里親になることはできますか？

夫婦ともに働いている里親もいます。児童相談所が必要と認めた場合には、保育園を利用して育てることができます。

里親が子供を育てる際に、気をつけなければいけないことはありますか？

関係機関との連携、子供の健康管理、自立支援計画に沿った養育や秘密保持など、里親が守らなければならないことが決められています。

※里親は児童福祉法において定められた制度です。児童福祉法において、「里親が行う養育に関する最低基準」が定められています。

里親になるためにはどのような手続きが必要ですか？

児童相談所における申請要件の確認を経て、研修の受講、申請、家庭調査、児童福祉審議会里親認定部会での審議を踏まえ東京都知事が認定登録をします。

里親について詳しく知りたい方は、お住まいの地域にある児童相談所に、お気軽にお問い合わせください。申請要件などの詳細は、都のホームページでもご確認いただけます。